

育児期間中の国民年金保険料が免除

10月から、育児期間中の国民年金保険料が免除される制度が始まります。令和8年10月1日以降、子を養育する国民年金第1号被保険者の人(実父母・養父母)が対象で、届け出により、子を養育することになった日の属する月から、子が1歳になる誕生日の前月まで国民年金保険料が免除されます。(実母の場合、産前産後免除期間に引き続く対象期間が免除となります。)

育児期間の免除制度により保険料が免除された期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)または、国保医療課国民年金担当(☎47-8129)へ。



「人権に関する市民意識調査」市民アンケートにご協力を

市は、人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とする「大垣市人権施策推進指針」の改定にあたり、市民の皆さんの幅広い意見などを反映するため、アンケート調査を実施します。

10月上旬に、無作為に抽出した18歳以上の2,000人の皆さんに調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

▶回答方法／10月30日までに、同封の返信用封筒による返送または、インターネットで回答

▶備考／無記名によるアンケート方式(結果は統計的に処理)

▶問合せ／人権擁護推進室(☎47-8576)へ



市土地開発公社 保有地の売却

市土地開発公社は、次の保有地を公募抽選で売却します。

詳しくは、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。

▶申込／10月1～16日の平日の午前8時30分～午後5時15分に直接、同公社(市庁舎5階)へ

▶問合せ／同公社(☎47-8649)へ



同公社HP

＜売却する土地＞

番号	所在地番	地目	面積(㎡)	価格(円)
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	20,940,000

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会			担当：農業委員会事務局(☎47-8614)
10/5(月)	14:00～	市役所8階 大会議室	・農地の権利移動や転用について ほか
介護保険運営協議会			担当：介護保険課(☎47-7409)
10/7(水)	13:30～15:00	市役所4階 情報会議室	・第10期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ほか
環境審議会			担当：環境政策課(☎47-8563)
10/21(水)	14:00～15:00	市役所4階 情報会議室	・大垣市エコ水都環境プランの実績報告について ほか
緑化審議会			担当：公園みどり課(☎47-8409)
10/21(水)	15:00～16:00	市役所3階 3-6会議室	・大垣市みどりの基本計画について ほか

大垣市商店街プレミアム付商品券販売開始

市は、地域経済の活性化や市民生活の利便性向上を図るため、本市独自のスマートフォン専用アプリ「ガキペイ」を導入し、大垣市版デジタル地域通貨を運用しています。

この度、地域の消費を喚起・下支えするため、大垣市商店街振興組合連合会が、プレミアム付電子商品券を販売します。

▶販売開始／10月6日(火) 午前10時～(先着順)

▶販売価格／1口11,000円分の電子商品券を10,000円で販売 ※1人10口まで

▶購入方法／「ガキペイ」アプリ内で購入

▶商品券利用期間／10月6日(火)～令和9年2月28日(日) ※以後無効

▶利用可能店舗／同連合会の会員店舗(賛助会員店舗を含む) ※詳しくは、「ガキペイ」アプリまたは、同連合会HPをご覧ください

▶問合せ／「ガキペイ」サポートセンター(☎0120-963-894)へ



「ガキペイ」アプリ



同連合会HP

ー10月1日は「浄化槽の日」ー 浄化槽は正しく管理しましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、浄化槽法に定められた3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

詳しくは、環境政策課(☎47-8638)へ。

3つの義務を守りましょう！

＜法定検査＞

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

＜保守点検＞

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

＜清掃＞

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

※3つの義務を履行した際に紙の「維持管理記録票」が発行されますが、メールでの記録票の受け取りを希望する場合は、右上の二次元コードからチラシをご確認のうえ、手続してください。



チラシ

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度も無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

＜岐阜県浄化槽生涯機能保証制度＞

浄化槽機能の修理を、岐阜県浄化槽連合会が保証する制度です。

＜みず再生施設認定制度＞

合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、岐阜県環境管理技術センターが認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前には、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。